

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請案内

大和市 産業活性課

セーフティネット保証2号付き融資をご希望の場合、市区町村の「認定」を受ける必要があります。

対象者 原則、本店が市内にある法人 / 主たる事業所が市内にある個人事業者

認定要件 以下の要件を満たすこと

申請者が事業活動の制限を行っている事業者と直接取引を行っており、かつ、当該者への取引依存度が20%以上である中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当すること。

(イ) 事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1月間（以下「対象月」という。）の売上高、取引数量その他これに類するもの（以下「売上高等」という。）が前年同月の売上高等（天災その他やむを得ない事情により前年同月の売上高等が当該事情の生じた事業年度又はその直前の事業年度の確定した決算における月平均の売上高等に比べ著しく低い場合は、前年同月の前月若しくは翌月又は前年前の同月の売上高等とする。）に比して10パーセント以上減少していること。

ただし、対象月の売上高等を用いることが適当でないと認められる特段の事情がある場合は、事業活動の制限が生じた日以降のいずれか連続した2月間以上（以下「対象期間」という。）における月平均の売上高等が前年同期の月平均の売上高等（天災その他やむを得ない事情により前年同期の月平均の売上高等が当該事情の生じた事業年度又はその直前の事業年度の確定した決算における月平均の売上高等に比して著しく低い場合は、前年前の同期の月平均の売上高等とする。）に比して10パーセント以上減少していることとすることができる。

(ロ) 対象月からその2月後の月までの3月間における売上高等（ただし書の場合にあっては、対象期間における月平均の売上高等に当該対象期間の最後の月の後の2月間における売上高等を加えた額又は数量とする。）が前年同期の売上高等（天災その他やむを得ない事情により前年同期の月平均の売上高等が当該事情の生じた事業年度又はその直前の事業年度の確定した決算における月平均の売上高等に比して著しく低い場合は、前年前の同期の売上高等とする。）に比べ10パーセント以上減少する見込みであること。

申請書に必要な書類

以下の必要書類の内、市所定の書式は大和市役所 産業活性課 HP から取得できます。

	必要書類	備考
1	認定申請書【市所定の書式】	法人実印（個人事業者にあっては個人の実印）及び捨印をお願いします。
2	月別売上高等の推移【市所定の書式】	
3	<法人> 履歴事項全部証明書の写し <個人事業者> 直近の確定申告書及び青色申告書の写し	履歴事項全部証明書の写しは最新のもの（概ね発行から3ヶ月以内）
4	対象期間の月別売上高等が確認できる書類	例) 売上台帳、商品有高帳、試算表、決算書等（写し可。売上高等が記載されているページを含む）
5	当該事業者との取引依存度を証明する書類	

※認定申請書に記入した市内事業所の所在地が上記「3」の書類に記載されていない場合は、所在地を確認できる書類が別途必要です。詳しくはお問合せください。

注意事項

- ①認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。
- ②書類に不備があった場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。
- ③認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対し保証の申込を行うことが必要です。
また、認定書は信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によって融資が確約されるものではありません。

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135

受付時間 月～金(土日祝日等除く)の8:30～11:50、13:00～17:00

※上記時間帯以外のお問い合わせについてはご遠慮ください。